

意見書案第 37 号

納税者の権利を守る納税者権利憲章の制定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 12 月 25 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

納税者の権利を守る納税者権利憲章の制定を求める意見書

納税者の権利を守り、人権の侵害を許さない納税者権利憲章を制定する動きは世界の大きな流れであるが日本はいまだ制定していない。OECDに加盟する主要国の中で納税者の権利憲章が制定されていないのは日本だけであり、全国で人権無視の税務調査や徴収、倒産に追い込むような差し押さえなどが相次いでいる。こうした現状は納税者の権利が尊重されているとは言い難く、納税者の権利確立のための法制化が急務となっている。

納税者の権利憲章は、1975年のフランスの納税調査における納税者憲章制定に始まり各国に広がった。日本では、2009年の民主党政権が公約した納税者権利憲章の制定に期待が持たれたが、2011年度税制改正では権利憲章ではなく、国税通則法の改正にとどまった。国税庁は、同法改正によって、税務調査の手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める規定が明確になり、税務調査の事前通知などの手続も明記されたという。しかし現場では事前通知なしの調査が後を絶たない。職員が事前通知なしに訪問し、10時間調査されている間に顧客が何人も訪れたものの対応できず営業妨害があったという事例もある。

令和5年10月から導入されたインボイス制度により、事業者への消費税徴収強化が強まるおそれがある。納税者同士が学び合って自主申告する取組の弾圧を狙った動きもある中で、納税者の権利を守ることはますます求められている。

よって、国及び政府においては、納税者が公正かつ丁寧に扱われ、権利を尊重される税務行政となるよう、納税者権利憲章の制定を速やかに行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年12月25日

大津市議会議長 竹内 基 二

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
衆議院議長

参議院議長

あて